

茨城県では、がんの先進医療を受けられる 県民の方やご家族の治療費の負担軽減 (治療費の利子補給) に取り組みます

～茨城県がん先進医療費利子補給金助成事業のご案内～

先進医療の治療費が、
実質的に**無利子**で
借り入れできます

借入上限
300万円
以内

金利
6%以内
(保証料率含む)

償還期間
7年以内
(84か月)



お問合せ：茨城県保健福祉部保健予防課がん対策推進室

☎:029-301-3224 E-mail:yobo2@pref.ibaraki.lg.jp

■どんな支援が受けられるの？

⇒茨城県民の皆様が、がん先進医療を受けるとき、その治療費を金融機関から借り受けた場合に、その利子を補助します。

- 補助額／がん先進医療の治療費に係る金融機関からの借入利子
(借入上限 300 万円・利率 6 %以内 (保証料率含む)・償還期間 84 か月以内)

■がん先進医療の治療費とは？

⇒がん治療を目的に行われる「がん先進医療」の技術料です。

[先進医療の例]

- 陽子線治療 ●重粒子線治療
- 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
- 術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 など

※先進医療の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。「厚生労働省 先進医療」で検索

※先進医療のうち、がんの治療を目的に行われるものが、利子補給の対象となります。



※陽子線治療 (筑波大学附属病院)

■どこの病院で治療を受けてもいいの？

⇒全国の医療機関での治療が対象になります。

※医療機関でどのような先進医療を行っているかについては、各医療機関に直接お問い合わせください。

■誰でも補助を受けられるの？

- ⇒①患者ご本人、患者の親族(三親等以内)、患者と同一世帯の方のいずれかに該当、
②患者ご本人が、県への承認申請時に、1年以上県内に住所を有していること、
③患者の世帯の課税総所得が 600 万円以下であること が条件です。

※融資対象者については、金融機関によって、審査基準上独自の条件を設定している場合があります。

■どの金融機関で借り入れればいいのか？

⇒この事業は、がん患者さんの治療費の負担軽減のために取り組むものです。

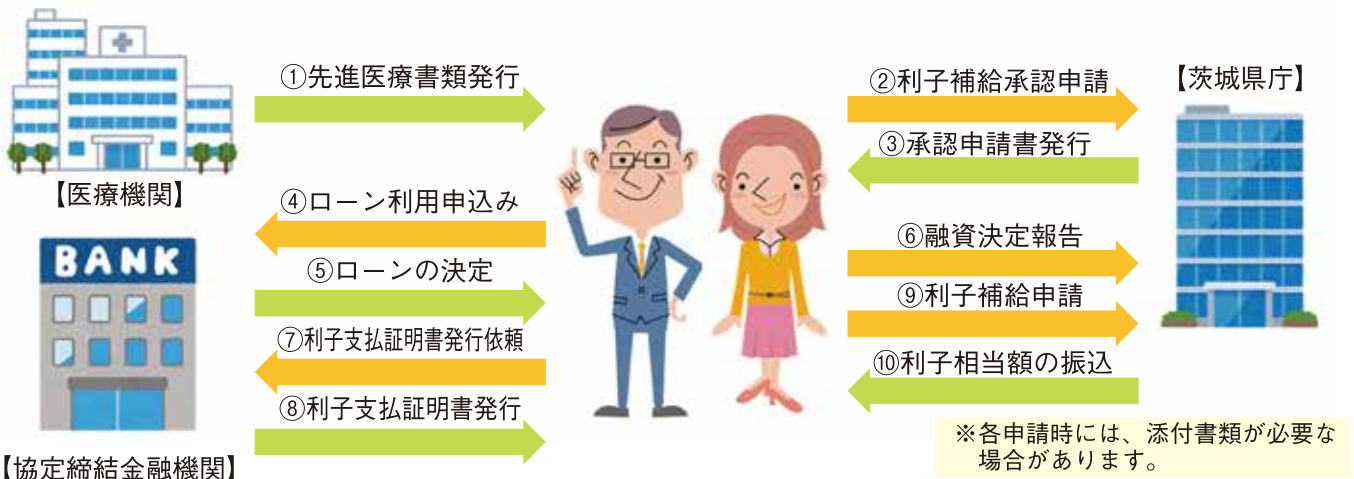
この事業に賛同し、県との間で協定を締結した次の金融機関で借り入れた場合を補助対象にします。

【協定締結金融機関】

- 常陽銀行 ●筑波銀行 ●茨城県信用組合 ●水戸信用金庫 ●結城信用金庫

※平成 28 年 9 月現在

■制度の手続きの流れは？



※県の承認は、各金融機関の融資決定を保証するものではありません。各金融機関の審査を経る必要があります。

[制度についてのお問合せ・承認申請は]

茨城県 保健福祉部 保健予防課 がん対策推進室 まで ☎029-301-3224(直通)